

質問No.	質問内容	回答
1	たとえば [たちあっぷ (1型)] が必要になった場合、各事業所の定価はどの様に調べればよいのでしょうか？それとも、各事業所の定価は同じですか？	レンタル給付期間の物品と同じメーカー、型番の物を新品で提供することになるため、その物の定価価格は一つしか存在しないと考えている。仮に廃盤となっていれば、後継品で対応する。
2	廃棄処分する場合にQ&Aで市は関与しないとのこと。ケアマネは処分費用や処分方法をどの様に説明すればいいのでしょうか？	本事業を利用するとなれば、新品の手すりは利用者の所有となるため、自身の所有物を処分する際と同じく、処分の方法は利用者が決定する。当然に費用が発生する場合は、利用者負担となる。
3	この事業による地域包括支援センターの収入はいくらでしょうか？ 1名の切り替えが成立した場合や、業者のモニタリング結果を地域包括支援センターが判断された場合などです。	本事業において、質問のような結果に対する包括への委託料は発生しない。